「君津市公共工事に関する前金払及び中間前金払実施要領」新旧対照表

改　正　案	現　行
省略 （前払金及び中間前払金の請求） 第１０条　受注者が前払金又は中間前払金を請求するときは、前払金・中間前払金請求書（別記第３号様式）を提出しなければならない。前払金又は中間前払金の請求は、第９条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲内とする。 ２～３　省略 ４　市は前項の前払請求に対し、前会計年度による出来形検査の確認をもって支払うものとする。（君津市財務規則１５０条第１項第２号） 附　則 この要綱は令和５年３月１日から施行する。	省略 （前払金及び中間前払金の請求） 第１０条　受注者が前払金又は中間前払金を請求するときは、前払金・中間前払金請求書（別記第３号様式）を提出しなければならない。前払金又は中間前払金の請求は、第９条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲内とする。 ２～３　省略